

出来るだけこまめに加筆・書換・修正・訂正をしていきたいと思ひます。
誤り等がございましたら、ご連絡下さい。

yyama178@yahoo.co.jp

追加

8 . 減価償却 P217	
消費収支仕訳 (借) 減価償却額 × × × (貸) 減価償却累計額 × × × 資金収支仕訳 なし	
ただし、貸借対照表においては当該資産の金額から減価償却累計額を直接控除して表示しなければならない。また、(貸)施設利用権と直接法で会計処理されることもよく行われており、この直接法での処理も認められる。	
財務諸表等規則第30条	
	各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を各無形固定資産の金額として表示しなければならない。
借地権・電話加入権については、減価償却はしない。	

訂正

< 基準』第31条第1号..... P342 >

固定資産売却収入をもって将来の校地取得をする場合の基本金 (実務問答集236)
基本金組入済みの土地付建物を売却したが、この資金で将来校地を購入する予定であり、当面、特定預金として計上したい。 基本金の取扱いについては、第1号基本金の減額修正を行うとともに、この売却収入相当額を第2号基本金に組入れるのが妥当である。
編者注： 従来からこのような異種の固定資産間の取替更新は認められるかという疑問が提起されていた。認められないという意見もあったところから回答のように、旧基本金の修正 新基本金の組入という考え方が採られてきた。 しかし、平成17年の基準改正で経営の合理化、将来計画の見直し等により資産を継続的に保持しないこととした場合には、当該基本金の取崩しができることとな

ったので、旧資産の取崩し、新資産の組入れで実質的に異種の固定資産間の取替更新が可能となった。

< 基準』第31条第1号…… P349 >

		奨学金の給付と第3号基本金に組み入れた奨学基金との関連 【実務問答集238】
		基金の運用利回りが低下し給付できる果実が減少した場合に基金を取り崩して奨学金を給付した。第3号基本金を取り崩すことができるか？ 第3号基本金を取り崩すことができない。
		編者注： このケースは第31条の取崩し事由には含まれない。奨学事業の縮小又は廃止に該当すれば取崩しになる。

< 基準』第31条第2号…… P350 >

		機器備品の除却と基本金 (実務問答集230)
		教育研究用備品を過年度に取得し、取得相当額を基本金へ組入れていた。今年度になって同備品を除却し、新たな備品を購入した。除却に関し基本金を取崩すべきか。
		編者注：平成17年の基準改正により、このようなケースについては取崩しが可能となったので、新旧資産を取替更新とし、その後仮に除却資産が取得資産より大で、その差額分を新たに取得しない場合にはその差額を取崩しとする。

追加

< 土地…… P170 >

(1)消費税
次の(2)(3)を除き、通常は消費税は課税されている。
(3)消費税の対象外……現物での受贈資産
現物での受贈は、対価の収入がないので消費税の対象外とされ、一方、受贈資産も課税仕入れに取り扱うことができない。
(4)建設仮勘定

追加

< 機器備品…… P192 >

(1)消費税
現物での受贈は、対価の収入がないので消費税の対象外とされ、

一方,受贈資産も課税仕入れに取り扱うことができない。
雑収入計上による値引き処理は,上記現物での受贈と同様,消費税計算の対象外とされる。

訂正

<経費 P131>

質問7
補助活動事業で処理されている幼稚園の給食事業やスクールバス事業の教育性の有無については,種々の主張がありその性格付けは難しい。よって,この事業における教管区分は質問4の取扱いによる。すなわち,全員に給食やバス利用を義務づける場合は教育研究経費,そうでない場合は管理経費ということであろうか?

訂正

<損害保険料 P118>

保険の会計処理 実務問答集 99
学生の事故対応保険の加入料は、教育研究経費で処理。

<寄付金収入 P50>

消費税
寄付金収入については,原則として学校法人が収入として計上した年度の不課税売上げ(特定収入)として取り扱われる。 したがって,入学時の寄付金収入について前受金処理をした場合には,受領年度の翌年度の不課税売上げ(特定収入)とされる。
しかし,寄付金は受領の時に学校法人への帰属が確定し返還を要しない収入であるので,前受金として処理している場合に,消費税の計算上,受領年度の不課税売上げ(特定収入)として取り扱っている場合には,これも認められる。ただし,継続適用が条件である。
寄付金収入の年度帰属 【CPAQ&A第10号】(質問7)
寄付金収入は不課税収入 【CPAQ&A第10号】(質問6)
後援会からの体育館建設資金としての寄付金収入は、消費税の計算上、不課税収入である。

	<p>・不課税収入は、特定収入と特定収入以外の不課税収入に区分される。</p> <p>・この寄付金収入が財務省告示の指定寄付金あるいは日本私学振興・共済事業団からの受配者指定寄付金に該当しない限り、特定収入となる。</p> <p>・この寄付金収入が財務省告示あるいは日本私学振興・共済事業団からの受配者指定寄付金に該当する場合は、消費税法施行令第75条第1項第6号によりそれぞれの募集趣意書等で明らかにされている用途によりこの扱いは変わる。</p> <p>すなわち、その用途が課税仕入れ、あるいは、借入金等の返済、及び、これらとこれら以外の支出に共通して充てられるものは特定収入となり、一方、これら以外の支出以外の支出(特定支出)のみに充てられるものは、特定収入以外の不課税収入になる(したがって、消費税に計算上、収入がなかったものとみなされる)。</p>
--	--

訂正

< 有価証券 - P232 >

	消費税-受贈
	<p>有価証券の受贈は、課税仕入れには該当しない。</p> <p>また、受贈額の現物寄附は、譲渡収入にも該当しない。</p>
	<p>受贈にあたって支払う名義書換手数料等は課税仕入れに該当する。</p>
	<p>なお、個別対応方式により仕入控除額を計算する場合には、これらの手数料等は、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものに該当する。</p>
	<p>(不課税取引のために要する課税仕入れの取扱い)</p> <p>消費税法基本通達11 - 2 - 16</p> <p>法第30条第2項第1号《個別対応方式による仕入税額控除》に規定する課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの(以下「課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」という)とは、原則として課税資産の譲渡等と非課税資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等をいうのであるが、例えば、株券の発行に当たって印刷業者へ支払う印刷費、証券会社へ支払う引受手数料等のように資産の譲渡等に該当しない取引に要する課税仕入れ等は、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものに該当するものとして取り扱う。</p>

訂正

< 脚注事項 - 2.内容 - 1重要な会計方針 P366 >

「10 その他」の内訳を削除します。

	重要性の判断で脚注するか否かが決定される会計方針
	4 有価証券の評価基準及び評価方法

- 5 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 6 外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準
- 7 所有権移転外ファイナンス・リース取引の処理方法
- 8 預り金その他経過項目に係る収支の表示方法
- 9 食堂その他教育活動に付随する活動に係る収支の表示方法
- 10 その他

この箇所を削除

この箇所は、「7. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」の内訳で、この部分「(10)その他」の内訳でないので削除します。

- ・これによる他の部分への影響

この箇所の記載が余計だったということのみで他の箇所の記載には全く影響を与えません。

- ・なお、HP表示はこの箇所を全く新しいものに書き替えてあります。

<脚注事項 - 1.概要 P363 >

<脚注事項 - 2.内容 - 注記事項 P365 >

<脚注事項 - 2.内容 - 1重要な会計方針 P365 >

<経費－通信運搬費 P114 >

では、自家用車で人の運搬費用もこの科目で処理するのだろうか。

自動車関係費用を纏めて処理する科目があれば、機能(目的)分類科目を設定する趣旨からしてその設定科目で処理するのであろうが、当該設定科目がない場合には答は簡単には出ない。

通信運搬費科目が設定されていることに視点をむければこの科目での処理をすべきである。しかし、下記の規則例等をもてこの科目からは人の運搬費を除いている。この科目での処理は誤りなのであろうか。

また、文書や物の運搬費用であるガソリン代の消耗品費科目での処理や駐車代金の賃借料科目での処理は誤りなのであろうか。

要はアチラコチラの科目に関係する取引はどの科目で処理するという原則の考え方を定めておくことである。

<経費－車両燃料費 P112 >

科目設定がない場合には、ガソリン等の燃料は消耗品費(支出)や通信運搬費(支出)に処理されよう。そして、どの科目で処理するかは、経理規程等でキチンと定めておかなければならない。

<経費－旅費交通費 P110>

では、自家用車での人の移動はどの科目で処理するのだろうか。
自動車関係費用を纏めて処理する科目があれば、機能(目的)分類科目を設定する趣旨からしてその設定科目で処理するのであろうが、当該設定科目がない場合には答は簡単には出ない。旅費交通費が設定されていることに視点をむければこの科目での処理をすべきである。とすると、ガソリン代の消耗品費科目での処理や駐車代金の賃借料科目での処理は誤りなのであろうか。だからといって、自家用車での人の運搬費をこの旅費交通費で処理しているとの実務も聞いたことがない。
要はアチラコチラの科目に関係する取引はどの科目で処理するという原則の考え方を定めておくことである。この考え方による典型的な定め(成文化してなくとも)は、人件費である。人件費はどの科目に関係しようが人件費科目での処理しかない。

<人件費 P89>

役員とは	
	役員とは、理事と監事をいう したがって、役員報酬として計算書類に記載されるものは、理事及び監事に支給された報酬である。 私立学校法上、学校法人の機関として評議員会があり、その構成員として評議員があるが、評議員は役員ではない。といって、雇用関係を持つ従業員でもない。
	<役員と委任契約> 人件費とはの項の冒頭で「人件費とは、雇用契約に基づいて支出された経費」としたが、では役員報酬はどうであろうか。 役員と学校法人との内部関係は、民法上の委任契約に従うものとされる。したがって、先の冒頭の人件費の定義は訂正されねばならない。 「人件費とは、役員報酬を除いて雇用契約に基づいて支出された経費」である。

<人件費 P90>

非常勤理事に対する報酬支払の是非と処理 [【実務問答集 51】](#)

编者注：

回答の通りである。法人の組成には理事・監事を要する。にもかかわらず、非常勤の役員には実費弁償であれば問題ないが役員報酬として出すのは適切でない。」という見解が強く主張されることがあるが、如何なものであろう。役員の有り様を論議することなく、報酬問題が論じられることに疑問を感じる。正に回答通りで、個々の学校法人の判断に委ねるべきである。

ただ、民法は、受任者は報酬を得たければその旨の特約を結ばなければならないとしている。「とはいえローマの時代から有償の委任契約がほとんどである。よって通常の委任契約では、たとえ報酬を支払うという合意(特約)が明示されていなくとも黙示的に存在する(受任者は報酬を請求できる)と考えられる(フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』)」とされているので、特約条項に拘る必要はないだろう。

(受任者の報酬)

民法第648条 受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。

2 受任者は、報酬を受けるときには、委任事務を履行した後でなければ、これを請求することができない。ただし、期間によって報酬を定めたときは、第624条第2項の規定を準用する。

3 委任が受任者の責めに帰することができない事由によって履行の途中で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

<貯蔵品 P270>

貯蔵品購入を中心に考える仕訳	
購入	
.....	
資金収支仕訳	
(借) 費支出	××× (貸) 資 金 ×××
振替	
.....	されないのが実情である。
消耗品費支出を中心に考える仕訳	
上記の仕訳を初版の総覧では解説したが、この仕訳では資金収支計算での仕訳が2本立てになり、余り使い勝手がよくない。そこで、次の仕訳方法を追加したい。	

購入	
	<p><購入時> 上記 貯蔵品購入を中心に考える仕訳」の後段仕訳</p> <p>消費収支仕訳 (借) 費 ××× (貸)現金預金 ×××</p> <p>資金収支仕訳 (借) 費支出 ××× (貸)資 金 ×××</p>
振替	
	<p><期末時></p> <p>消費収支仕訳 (借)貯蔵品 ××× (貸) 費 ×××</p> <p>資金収支仕訳 なし</p> <p>この仕訳を起こすと、翌年度は当該貯蔵物品の出庫の都度に貯蔵品払い出しの会計処理を起こさなければならないことになる。ということは、当年度購入物品の使用とこの貯蔵物品の使用とを区別して認識することが求められることになる。これでは、管理上大変煩わしい処理になるので、翌期初に次の仕訳を起こして、以後は通常の処理で済むようにしたい。</p>
	<p><翌期初></p> <p>消費収支仕訳 (借) 費 ××× (貸)貯蔵品 ×××</p> <p>資金収支仕訳 なし</p> <p>資金収支計算に、当該科目が計上されないのだから余りよい仕訳ではないが、資金支出に係るみなし仕訳をするには及ばないであろう。こういったことから余程の在庫があるか、補助活動事業の商品支出のような特別の支出がない限り、貯蔵品への振替処理はされないのが実情である。</p>
新しい仕訳方法の追加は何故？	
	<p>下記問答式 6 - 10 (貯蔵品と消耗品費)は、上記の二通りの仕訳のうちの後者を前提にして解説されている。にもかかわらず筆者が前者の仕訳を中心に考え解説したのは何故か？</p> <p>学校法人会計では通常、未使用消耗品があっても貯蔵品の計上はしない。そういった慣行があるにもかかわらず貯蔵品の計上を行うということは、例えば消耗物品を5年分購入する等の事情から、消耗品費(費)支出に比して貯蔵品支出に重要性があると判断されるからであろう。とすると、当該支出年度の支出勘定は貯蔵品支出が望ましいという視点が、前者の仕訳の提案理由である。</p> <p>しかし、この仕訳では資金収支計算での決算時仕訳が2本立てになり、かつ、資金支出科目が今一つ(貯蔵品支出)増え、余り使い勝手がよくない。そこで、後者の仕訳方法を追加した。</p>

いずれにしても、貯蔵品の金額と内容によって、個々の学校法人が選択すべきであろう。

< 前受金 P300 >

消費税	
	前受金が精算され、当該対象勘定に振り返られた時点、すなわち、当該役務の提供がされた時点で、当該役務の提供の内容に応じて消費税の可否等の判定をする。 ただし、入学金は、入学の意思が確認された時点が当該役務の提供がされた時点とされるので、通常は「納入された年度の売上（非課税売上げ）となる」ので期間帰属に注意する。 入学金の項 (kam oku0702 - P20) 参照。

< 脚注 P374 >

	この注記を定めた【CPAQ&A第17号 H176.13】- Q 22 では、「リース料総額に重要性がない場合には当該注記は省略することができる」としているが、リース取引に係る定めであるCPA報告第37号は、リース資産の種類等を注記することによって、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた方法で会計処理できるとしている。 とすると、CPA報告第37号では、リース料総額に重要性がないからといって、この注記を省略すると、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた方法で会計処理できなくなるのでは？と疑問がわくが、CPA報告第37号は、本文に続く「なお書き」で、リース料総額に重要性がない場合には注記を省略しても、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた方法で会計処理できるとしている。
--	--

< 脚注 P377 >

	【CPAQ&A第17号】- Q 27 記載例
	役員及びその近親者、そして、職員等 との取引に係る調査
	関連当事者の範疇には、当該学校法人の役員及びその近親者並びに職員等が含まれている。 ここでは、これら個人が関連当事者として捉えられるケースを次に検討する。 先ず、役員及びその近親者の場合は、次が関連当事者となる。

役員そのもの (参事官通知 (6) ウ)
役員の子親者 (参事官通知 (6) ウ)
役員若しくはその子親者が支配している法人 (参事官通知 (6) エ)
役員そのもの (子親者は含まれない)が他の法人の意思決定に関する機関の構成員であり、かつ、当該他の法人の意思決定に関する機関の構成員の過半数が当該役員や次の職員等で占められている法人 (参事官通知 (6) ア)

次に、職員の場合は、次が関連当事者となる。

職員が他の法人の意思決定に関する機関の構成員であり、かつ、当該他の法人の意思決定に関する機関の構成員の過半数が当該職員等や前の役員で占められている法人 (参事官通知 (6) ア)

脚注は、上記の関連当事者と学校法人との取引の記載を求める。

では、「この取引をどのように調査するか」がここでの課題である。

本来は、上記の関連当事者の情報を取引前から捉えて、通常業務の中でその発生取引を把握していくべきであるが、今回のように会計年度の途中でその取引の把握を求められてもこの作業は不能である。

したがって極端なことをいうと、当該法人の全ての取引を遡ってベタでチェックするということになる。そして、この作業は困難であるが不能ではない。

しかし、脚注事項には重要性判断基準があることを考慮すると、この作業には多大の無駄がある。

よって、お勧めできる方法は、当該学校法人で脚注する際の重要性判断基準を定め、その重要性判断基準を超える取引(年間取引総額)の取引先をチェックすることである。

この自らの調査作業をせず、役員、子親者若しくは職員等から自己申告調査書をとることによって代えようという考え方があるようであるが、これは誤りである。

先ず、学校法人での関連当事者との取引を把握するのが難しいとするならば、これを代わりに求められる役員、子親者、職員等やこれらの者に係る法人も、この作業が難しい筈である。難しい作業を他に求めようとする独善的な考え方である。

そして次に、仮にこの調査書をとっても、上記に述べた学校法人の独自調査の省略は可とならない。

この調査書は調査書という文言が付されているが、上記のような学校法人が独自で調査するという調査の範疇には入らず、当該学校法人が本来行うべき調査を補完する意味合いしかない。最近、公認会計士等が監査で採用する確認書の取得とでも理解すればその意味合いが判っていただけようか。

確認書の内容(役員の場合)

1.学校法人 学園と私(役員)との取引が あります・ありません

- 2.学校法人 学園と私(役員)の近親者との取引が
あります・ありません
- 3.学校法人 学園と私(役員)及び私(役員)の近親者が支配する法人
との取引が あります・ありません
- 4.私(役員)が役員等として就任している法人が
あります・ありません
(ある場合は当該法人名を記載して貰う)
- この4.の調査事項は当該役員の役員等の就任状況を詳細に求める
ことになるので、当該役員の個人情報を求め過ぎの感がある。
したがって、成る可くならば次のようにしたい。
学校法人が脚注記載を求められる取引額をもっている法人を調査し
当該法人をここに列挙して、次の問とする。
私(役員)が役員等として就任している法人が、下記記載の法人リスト
に あります・ありません
(ある場合は当該法人名にチェック印を付けて貰う)

確認書の内容(職員等の場合)

- 1.私(職員等)が役員等として就任している法人が
あります・ありません
(ある場合は当該法人名を記載して貰う)
- この1.の調査事項は当該役員の役員等の就任状況を詳細に求めるこ
とになるので、当該役員の個人情報をも求め過ぎの感がある。
したがって、成る可くならば次のようにしたい。
学校法人が脚注記載を求められる取引額をもっている法人を調査し
当該法人をここに列挙して、次の問とする。
私(職員等)が役員等として就任している法人が、下記記載の法人リスト
に あります・ありません
(ある場合は当該法人名にチェック印を付けて貰う)

[< 確認書例示 >](#)

事業団 H17.12.16計算書類に記載する注記事項について < 要覧H18-P434
>

< 諸口 >

私学事業団HP掲載の学校法人会計Q&Aを追加しました。

< 有価証券 P222 >

	<p>有価証券の範囲 (CPAQ&A第5号 H4.11 H17.6改正) - 質問2</p>
	<p>有価証券の範囲については、基準では一切触れていない。 一般の慣行では証券取引法第2条に定める有価証券が考えられている。 また、金融商品会計に関する実務指針で定めるように、内国法人の発行する譲渡性預金証書も有価証券に準じた処理を行うことが適当である。</p>
	<p>编者注： 内国法人の発行する譲渡性預金証書も有価証券に準じた処理を行うことが適当であると、上記Q&Aはしているが、金融商品に関する会計基準は金融商品を通常の状態でも時価で評価替えすることを前提とした基準であるので、評価替えをしないことを前提とした学校法人会計基準における処理に、金融商品会計をそのまま取り入れることは妥当なのであろうか。また、学校法人会計基準では [支払資金 = 流動資産の現金預金] を定められていることも考慮すると、この考え方にはより疑問が深まる。有価証券ではあるが預金でもある譲渡性預金を学校法人会計で預金として処理することは学校法人会計基準違反なのであろうか。 ちなみに、消費税法では、国外法人の譲渡性預金は有価証券として扱うが、国内法人の譲渡性預金は預金としている (消費税法基本通達 6 - 2 - 1)。</p>

< 雑収入 P79 >

	<p>この「雑収入」は、 帰属収入である「学生生徒等納付金から事業収入までの各科目に処理される以外のもの」であり、「広辞苑」にいう「主要でないこと、分類しにくいもの。」であるが故に「この種々のもの入りまじること、統一なく集まっていること。」とでもいおうか。</p>
--	--

< 経費 P128 >

	<p>雑費 (支出)</p> <p>雑とは「主要でないこと、分類しにくいもの。」種々のもの入りまじること、統一なく集まっていること。」(「広辞苑」)をいい、したがって、雑費科目には正に名前の通りその内容は主要でない経費、分類しにくい経費が処理される。 実務的には、勘定科目表に定められているこの雑費以外の科目で処理できなかった費用がこの科目で処理されることになる。</p>
--	---